

券名	障がい者（児） タクシー料金助成利用券	高齢者タクシー料金助成利用券
対象	<ul style="list-style-type: none"> ◇身体障がい者手帳1級・2級の方 ◇療育手帳A判定の方 ◇精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ※「高齢者タクシー料金助成利用券」との併用はできません。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下のすべての要件に該当する方 ◇介護認定を受けた方で一定の基準に該当している方（施設等に入所していない方）、または65歳以上で上記基準に準ずる状態の方 ◇世帯全員が市民税非課税の方 ※「障がい者（児）タクシー料金助成利用券」との併用はできません。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> 市指定のタクシー会社を利用した場合に基本料金の一部を助成します。年間24回分の利用券を交付します。 身体障がい者手帳1級・2級の方で、市民税非課税世帯の方は、24回利用後に追加で24回分の利用券の交付を受けることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の要介護認定4・5の方で、市民税非課税世帯の方は、24回利用後に追加で24回分の利用券の交付を受けることができます。
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 各種障がい者手帳をお持ちのうえ、地域福祉課で申請してください。 ☎84-0641 	<ul style="list-style-type: none"> 各種障がい者手帳（お持ちの方のみ）をお持ちのうえ、高齢介護課で申請してください。 ☎84-0644

4月1日から利用できる各タクシー料金助成利用券は、3月18日(木)から交付申請の受付を始めてください。交付を希望される方は、担当課で手続きをしてください。

「障がい者（児）タクシー料金助成利用券」と「高齢者タクシー料金助成利用券」の交付について

「バス特別乗車証」からの切り替えについて

バス特別乗車証からタクシー料金助成利用券への切り替えを希望される方は、3月31日(水)までに地域福祉課で申請してください。なお、年度途中での切り替えはできませんので、ご注意ください。

新美南吉没後78年貝殻忌

命日の3月22日(月)は、新美南吉記念館を無料開放!

【問合わせ】新美南吉記念館 ☎26-4888

3月22日に新美南吉は78回目の命日を迎えます。例年の貝殻忌では式典や講演会を開催し新美南吉を偲んでいますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年は追悼のメッセージやイラスト、折り紙で作った貝殻を募集します。ご応募いただいた折り紙の貝殻やメッセージ、イラストは館内に掲示し、メッセージとイラストは命日当日に新美南吉の墓に供えます。

- 掲示期間** 3月16日(火)～22日(月)
 - 応募期限** 3月22日(月)までに、新美南吉記念館へ
 - 応募方法**
 - ◇南吉記念館内の特設ブースで作製 ◇郵送
 - ◇メッセージ、イラストは、Eメール、Twitterでも可
 - ◇折り紙は、自宅で折ってお持ちいただいても可
- 〒475-0966 岩滑西町1-10-1
Eメール nankichi@city.handa.lg.jp Twitterアカウント @gonkichi01



※折り方など詳しくは、新美南吉記念館ホームページをご覧ください。